

平成 28 年 11 月 18 日事業者向け説明会

資料 2 平成 29 年 4 月からの総合事業移行に伴う一部委託先指定居宅介護支援事業所の対応について

○説明会時での説明より、変更となりましたのでお知らせいたします。

(変更前)

P 3 の下段

※ **事業（訪問介護＋通所介護）** のみの場合は柳川市地域包括支援センターへ「介護予防ケアマネジメント依頼届出」提出が必要。



(変更後)

既に予防給付での訪問介護、通所介護を利用されている要支援者が、総合事業で現行相当（訪問・通所）サービスを利用する場合は、「介護予防ケアマネジメント依頼届出」提出は必要ありません。これは、すでに居宅の届出が完了しているためです。

ただし、住宅改修のみ、福祉用具購入のみ、サービス利用なしといった居宅の届出が出されていない方で、新規に総合事業（現行相当サービス or 通所サービスC）を利用される場合は、提出の必要があります。

追加補足

○総合事業利用者（要支援認定者）との個人契約について

現在、要支援認定者で予防給付の訪問介護・通所介護を利用中の場合、総合事業開始（平成 29 年 4 月 1 日）にあわせて再度取り交わす必要はありません。

原則、認定期限満了後、更新した後に取り交わしていただくこととなりますが、契約書様式が変更になっていますので、契約の際は包括支援センターへお尋ねください。※下記補足も参照のこと。

補足) 原則外として新様式の契約書を取り交わすケース

- ①平成 29 年 3 月 31 日までに**新規**で介護保険を申請し、要支援 1・2 に認定された者。
- ②総合事業を新たに利用するようになった場合（例：「元気がでる学校」を利用するケース。）

※注意 予防給付の訪問介護・通所介護を利用していなかった者が新たに利用しようとする場合は、認定有効期限（H29. 4. 30～H30. 2. 28）までは予防給付での利用となりますので、新様式での契約書を取り交わす必要はありません。